

## 会津保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

### 1 施設運営主体

|         |              |
|---------|--------------|
| 名 称     | 社会福祉法人幸築会    |
| 所 在 地   | 田辺市秋津町206-4  |
| 電 話 番 号 | 0739-22-3021 |
| 代表者氏名   | 理事長 竹中 宣博    |

### 2 利用施設

|             |  |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類   | 保育所  |
| 施 設 の 名 称   | 会津保育所  |
| 施 設 の 所 在 地 | 田辺市秋津町206-4                                      |
| 連 絡 先       | 電話番号 0739-22-3021<br>FAX 0739-22-3188            |
| 対 象 児 童     | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めにより、保育を必要とする小学校就学前の幼児        |
| 利 用 定 員     | 満3歳以上の幼児 66人<br>満1歳以上満3歳未満の幼児 48人<br>満1歳未満の幼児 6人 |
| 開 設 年 月 日   | 平成3年 4月 1日                                       |
| 事 業 所 番 号   |  |
|             |  |

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳幼児（以下「園児」という。）を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援と地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|    |      |           |
|----|------|-----------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2,000㎡    |
|    | 園庭   | 984㎡      |
| 園舎 | 構造   | 鉄筋コンクリート造 |
|    | 延べ面積 | 980.54㎡   |

##### (2) 主な設備

| 設備      | 部屋数 | 備考                 |
|---------|-----|--------------------|
| ゼロ・1歳児室 | 1室  | 1部屋を区切って使用（ほふく室含む） |
| 保育室     | 5室  |                    |
| 事務所     | 1室  |                    |
| 調理室     | 1室  |                    |

#### 5 職員の設置状況

| 職種    | 員数 | 備考 |
|-------|----|----|
| 園長    | 1  |    |
| 主任保育士 | 1  |    |
| 保育士   | 18 |    |

※ 当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

| 職種    | 勤務体系                                |
|-------|-------------------------------------|
| 園長    | 週40時間勤務                             |
| 主任保育士 | 週40時間勤務                             |
| 保育士   | 勤務時間帯（07:00～18:00）<br>（10:00～19:00） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）と職員研修日は休園になります。

休日保育は、別紙の内容で実施します。

## 7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間と保護者が実際に保育を利用する時間は、次の通りとします。

### (1) 保育標準時間認定者の保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日と時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえに保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時から18時までの範囲以外の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定者の保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯で、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっています。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園して下さい。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育と時間外保育の提供

上記7に記載する時間に、保育を提供します。

### (2) 送迎方法－保護者または保護者の依頼を受けた方。

### (3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行いますが、調理は給食の専門業者である南紀メディアフ社に業務を委託しています。

この業務委託費は保育所が負担します。

|      | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考 |
|------|--------|---------|------|----|
| ゼロ歳児 | 9時30分頃 | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 1歳児  | 9時30分頃 | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 2歳児  | 9時30分頃 | 11時00分頃 | 15時頃 |    |
| 3歳児  |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |
| 4歳児  |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |
| 5歳児  |        | 11時30分頃 | 15時頃 |    |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に、当該市町村が定める保育料を支払って下さい。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、**別紙1** に掲げる費用を当園にお支払い下さい。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障困難が生じたとき

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科,

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 福原こどもクリニック      |
| 医 院 長 名 | 福原仁雄            |
| 所 在 地   | 田辺市朝日ヶ丘13-24-1階 |
| 電 話 番 号 | 0739-33-7711    |

### (2) 眼科

|         |      |
|---------|------|
| 医療機関の名称 | 山本眼科 |
| 医 院 長 名 | 山本 良 |

|      |              |
|------|--------------|
| 所在地  | 田辺市高雄1-25    |
| 電話番号 | 0739-22-0881 |

(3) 歯科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | なにわ歯科        |
| 医院長名    | 浪花 慎二        |
| 所在地     | 田辺市秋津町179-3  |
| 電話番号    | 0739-24-3150 |

## 1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、連絡先カードに記載の保護者又は緊急連絡先に連絡をします。

## 1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 田上 彰子<br>・ご利用時間 8:00～ 17:00<br>・電話番号 0739-22-3021<br>F A X 0739-22-3188<br>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 |  |
|               | 第三者委員  | 中谷 聡<br>電話番号 0739-25-4800<br><u>法人監事</u> |
| 第三者委員         | 谷口隆雄<br>電話番号 0739-25-1975<br><u>法人監事</u>   |  |

## 1.4 非常災害時の対策

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応します。  |
| 園舎の耐火構造 | 耐火建築物  |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有<br>・ガス漏れ報知機 有<br>・非常用電源 有<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有<br>・誘導灯 有<br>・非常警報装置 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難や消火の訓練は、毎月1回以上実施します。   |

## 1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当所（園）は、災害共済給付金と保育園総合保険に加入します。災害共済給付金の掛け金は、保護者会からの負担金があります。

※詳しくは、P8～P10を御確認ください。

## 16 その他の留意事項

|                    |  |
|--------------------|--|
| 飲酒・喫煙              | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                  |
| 宗教活動，政治活動，<br>営利活動 | 利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動や営利活動はご遠慮ください。 |

## 17 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等は，別途当園が作成する入園のしおりに提示します。

育児に関するお悩み事などありましたら，お気軽に主任保育士までご相談ください。

## 別紙1 利用者負担金

- 1 全員が対象となるもの  
特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

単位：円

| 年齢       | 保護者会費<br>(月額) | 年間合計  |
|----------|---------------|-------|
| ゼロ歳児～5歳児 | 500           | 6,000 |

※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の保険料は、保護者会費から1人219円、園から146円、合計365円の掛け金を支払います。

- 2 年齢別と該当者（利用者）のみ対象となるもの

| 項目       | 内容，負担を求める理由及び目的 | 金額       |
|----------|-----------------|----------|
| 給食主食費    | 3・4・5歳児         | 月額 770円  |
| 給食副食費    | 3・4・5歳児         | 月額 4500円 |
| 絵本代（月刊誌） | 3歳児             | 月額 460円  |
| 絵本代（月刊誌） | 4歳児             | 月額 490円  |
| 絵本代（月刊誌） | 5歳児             | 月額 490円  |

(消費税込)

物品の値段は P11 参照

時間外保育に係る利用者負担金 P12 参照

休日保育に係る利用者負担金 P12 参照

値段改定等により、変動する場合があります。

給食費は当園で預かり、業務委託している南紀メディアフ社にお渡しします。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証又はそれに代わるものを交付いたします。

スポーツ振興センター災害共済給付金概要

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

| 災害の種類 | 災害の範囲  | 給付金額  |
|-------|--|---|
| 負傷    | その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの  | 医療費<br>・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10  |
| 疾病    | その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの<br>・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 | (そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額<br>・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 障害    | 保育所の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される   | 障害見舞金<br>4,000 万円～88 万円<br>〔通学(園)中の災害の場合 2,000 万円～44 万円〕  |
| 死亡    | 保育所の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡   | 死亡見舞金<br>3,000 万円<br>〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕   |
|       | 突然死<br>運動などの行為に起因する突然死   | 死亡見舞金<br>3,000 万円<br>〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕   |
|       | 突然死<br>運動などの行為と関連のない突然死  | 死亡見舞金<br>1,500 万円<br>〔通学(園)中の場合も同額〕   |

※ 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいいます。  
（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。）

また、P8表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

◆供花料の支給

保育所の管理下における死亡で、損害賠償を受けたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対し供花料（17万円）を支給します。

◆歯牙欠損見舞金

保育所の管理下における園児の負傷による1歯以上の欠損（障害見舞金の対象となるものを除く）に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給。

## 重要事項説明書同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 所：会津保育所

説明者職名：園 長 氏名 橋度 聡美

-

私は、本書面に基づいて会津保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名： 印

園児から見た続柄：

